

2008年8月1日

各 位

大和フーズ株式会社
代表取締役社長 興津 龍太郎
(JASDAQ・コード 2696)
問合せ先 執行役員管理本部部長 高橋 満
TEL (048) 526-2521

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2008年5月12日開催の取締役会において決議いたしました、「定款の一部変更の件」を2008年6月27日開催の第38回定時株主総会に付議し承認を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 監査体制の強化を図るため、監査役会を設置するものです(変更案第4条、第25条乃至第27条)。
- (2) 取締役会を機動的に運営するため、取締役会招集権者の変更(追加)を行なうものです(変更案第21条)。
- (3) 監査役として適切な人材を迎えられるようにするため、会社法第426条及び第427条に定める責任免除制度に基づき、監査役の責任免除の規定を新設するものです(変更案第28条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2008年6月27日

定款変更の効力発生日 2008年6月27日

2. 変更の内容

現行定款と変更案の内容は、次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第4条 (機関の設置) 当社は、取締役会、監査役を置く。</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>第21条 (取締役会) (1) 取締役会は<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役</p> <p>第22条 (員数) 当社に監査役4名以内を置く。</p> <p>第23条 (選任) 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その過半数を持って行う。</p> <p>第24条 (任期) (1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第4条 (機関の設置) 当社は、取締役会、監査役、<u>監査役会</u>を置く。</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>第21条 (取締役会) (1) 取締役会は<u>取締役会長</u>または<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役会長</u>および<u>取締役社長</u>に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役および<u>監査役会</u></p> <p>第22条 (員数) <現行どおり></p> <p>第23条 (選任) <現行どおり></p> <p>第24条 (任期) <現行どおり></p> <p><新設></p> <p>第25条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第六章 計算</p> <p>第25条 (事業年度) 第26条 (剰余金の配当) 第27条 (自己株式の取得) 第28条 (配当金の除斥期間)</p>	<p>第26条 (監査役会の招集)</p> <p>(1) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第27条 (監査役会規程)</p> <p>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第28条 (監査役の実任免除)</p> <p>(1) 当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(2) 当社は、会社法427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。</p> <p style="text-align: center;">第六章 計算</p> <p>第29条 (事業年度) 第30条 (剰余金の配当) 第31条 (自己株式の取得) 第32条 (配当金の除斥期間)</p>